

事務連絡
令和元年 8 月 13 日

指定通所介護事業所 管理者 各位

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

令和元年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等
施設整備交付金（ハード交付金）の第2次協議について

平素より、東京都の高齢者福祉・保健行政につきまして、御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。

標記交付金につきましては、従前、区市町村を經由した地域密着型サービスへの補助が中心でありましたが、昨今の自然災害の多発を踏まえ、広域型施設等における非常用自家発電設備整備及びブロック塀改修整備に係る補助が新たに事業化され、平成31年3月に第1次協議を実施しているところです。

今般、第2次協議を実施することとなりましたので、下記のとおり御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 補助対象事業及び補助協議単価等

(1) 補助対象事業

高齢者施設等の安全対策強化事業（ブロック塀等改修整備）

(2) 補助協議単価等

別紙のとおり

2 提出資料

(1) 鑑文（宛先は東京都知事宛としてください）

(2) 「先進的事業整備計画書」（別添1）

(3) 「整備計画一覧表」（別添2）

(4) その他必要添付書類

ア 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ 面積・事業費按分表、室別面積表（事業別）

ウ 見積書（公的機関及び工事請負業者等の民間事業者）

公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出してください。

エ 事業実施スケジュール

事業は令和元年度内に完了するようスケジュールを作成してください。また、業者選定に当たっての入札の期間を考慮してください。

3 提出方法

上記(1)から(4)までを紙媒体(3部)郵送にて、下記担当宛提出してください。
また、上記(2)及び(3)については、電子媒体をメールにて、下記担当宛提出してください。

様式は「東京都介護サービス情報」内の「利用者の安全確保にかかる注意喚起」のページに掲載しておりますので、適宜御活用ください。

URL : http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html

4 提出期限

令和元年8月26日(月曜日)※必着

5 留意点

- (1) 予算を上回る協議となる可能性があることから、今回の協議にあたっては、東京都で各案件の優先順位を付して厚生労働省に協議することとなりますので予め御了承ください。なお、厚生労働省では、「防災・減災に関する緊急対策」推進の観点から耐震化整備、ブロック塀等の改修整備、非常用自家発電設備の整備を優先する方針としています。
- (2) 厚生労働省から東京都への内示は、11月中旬頃の予定です。
- (3) 東京都への交付申請にあたっては内示額を上回ることはないようお願いします。

(問合せ先)

東京都福祉保健局高齢社会対策部

介護保険課介護事業者担当 山崎

電話 : 03-5320-4593 (直通)

FAX : 03-5388-1425

E-mail : S0000615@section.metro.tokyo.jp